

尼崎市こどもアドボカシー事業  
企画提案方式（プロポーザル方式）募集要項

1 趣旨

この要項は、尼崎市（以下「本市」という。）が尼崎市児童相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）を対象に、こどもの意見表明等を支援するため、こどもの福祉に関する知識又は経験を有する第三者（以下「意見表明等支援員」という。）を定期的に派遣することにより、一時保護所に入所しているこどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもが意見形成・意見表明できるようエンパワメントし、もってこどもの権利擁護を推進することを目的として実施する事業（以下「本事業」という。）を委託するに当たり、企画提案方式（プロポーザル方式）により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託事業の内容

(1) 事業名

尼崎市こどもアドボカシー事業

(2) 事業内容

「尼崎市こどもアドボカシー事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間及び事業費（提案上限額）

| 委託期間                     | 事業費（提案上限額）  |
|--------------------------|-------------|
| 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで | 3,569,000 円 |

※ 事業費は消費税及び地方消費税を含みます。

※ 委託期間の内、①契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日までを「事前調整期間」、②令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までを「意見表明等支援実施期間」とする。

※ 委託契約の締結は単年度とする。ただし、委託後、事業遂行に特段の支障がないと判断し、かつ、次年度以降本事業の予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、委託期間が満了する 1 か月前までに本市もしくは受託者から特段の申し立てが無い限り、契約期間を更に 1 年間更新する。

3 プロポーザル参加資格

(1) 参加資格

企画提案方式（プロポーザル方式）による選定への参加に応募しようとする者は、本事業を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とします。個人は応募することはできません。また、次に掲げる要件をすべて満たさなければ応募することはできません。

ア 尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号）第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表

イ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

ウ 次に掲げる事項のすべてに該当しない者

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者

(イ) 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者

(ウ) 国税、本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者

(エ) 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない並びに適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する受託者として適正ではない者

(オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

(カ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体

(キ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

(ク) 破産者で復権を得ない者

(ケ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)のいずれかに該当する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号のいずれかに該当する者  
なお、本市との契約締結後、受託者が(1)アからイのいずれかに該当しなくなった場合又は(1)ウに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は受託者との契約を取り消すことができるものとします。

## (2) 応募制限

ア 複数の法人等で組織した共同事業体で応募する場合は、代表の団体を定めてください。

イ 単独で応募した団体は、他に応募する共同事業体の構成団体(代表となる団体を含む。以下同じ。)となることはできません。

ウ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。

エ 共同事業体の構成団体のいずれかの団体が、本事業の応募において、当該共同事業体とは別に単独の団体として応募していることや、他の共同事業体の構成団体を兼ねていることが判明した場合は、当該構成団体に関わるすべての応募を無効とします。

オ その他共同事業体で応募する場合、別紙の留意事項を遵守してください。

## 4 プロポーザルの実施スケジュール

| 項 目       | 日 程                              |
|-----------|----------------------------------|
| 募集要項の配布期間 | 令和8年7月23日(木)から令和8年8月20日(木)午後5時まで |
| 質問の受付期間   | 令和8年7月23日(木)から令和8年8月6日(木)午後5時まで  |

|                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
|                 | 時まで                             |
| 質問の回答           | 令和 8 年 8 月 13 日（木）までにホームページ上に掲載 |
| 企画提案書等応募書類提出期限  | 令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 5 時まで      |
| プレゼンテーション審査時間連絡 | 令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時までに連絡   |
| プレゼンテーション審査     | 令和 8 年 8 月 28 日（金）              |
| 審査結果通知          | 令和 8 年 9 月 1 日（火）               |

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期間

令和 8 年 7 月 23 日（木）から令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 5 時まで

### (2) 質問方法

本要項「12 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に、件名は「プロポーザル 質問 ○○○（法人等の名称）」と入力の上、質問票（応募様式 1 号）を提出してください（来庁、電話等による受付不可）。

### (3) 回答

質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 13 日（木）までに質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて公表します。

### (4) 留意事項

ア 評価基準等に関する質問はお答えできません。

イ 質問事項の記入の際は、募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるように記載してください。

## 6 企画提案書等応募書類の提出

令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 5 時までに、企画提案申込書等提出書類（下記 7 のとおり）をあまがさき・ひと咲きプラザ内尼崎市子どもの育ち支援センター新館（尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 7 号）1 階こども企画推進課へ持参又は郵送してください（期限必着）。

なお、持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約を、郵送の場合は到着確認を行ってください。

また、提出書類の受付時間は、平日の午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとします。

## 7 提出書類

### (1) 企画提案申込書（応募様式 2 号）

共同事業体により企画提案を応募する場合は、別紙の 1 に記載の「協定書」も併せて提出してください。なお、本事業に応募する以前に、共同事業体の構成団体において協定書を作成している場合は、新たに協定書を作成する必要はなく、既存の協定書を提出してください。

### (2) 企画提案書（任意様式）

8-(2)「評価基準」を踏まえた上で、本事業を実施するに当たってのアピールポイント等を明記してください。

ア A4 版、両面印刷

イ 表紙を含め、20 ページ以内（両面 10 枚以内）

ウ 必ず過去の業務実績についても触れてください（その際は本市と同程度以上の規模の他の地方自治体での実績を優先して記載）。

エ 8-(2)-ウに記載の市内事業者又は準市内事業者に該当する場合又は本事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う場合は、企画提案書に必ずその旨を記載してください。

(3) 会社概要（任意様式）

御社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載してください（パンフレット等の会社概要で代用することも可）。

(4) 本事業の実施体制（任意様式）

本事業に係る担当予定者（氏名、業務実績及び業務の分担内容）について記載してください。

(5) 業務実績（任意様式）

本事業内容に関連する業務について、過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度までの間）に履行した実績（業務名、発注者名、履行期間及び業務内容）を記載してください。

(6) 見積金額等（任意様式）

ア 令和 8 年度に必要な見積金額及び積算内訳（消費税及び地方消費税を除く。）、消費税相当額、総額（消費税相当額を含む。）を記載してください。また、委託期間が 12 か月の場合に必要な見積金額及び積算内訳（消費税及び地方消費税を除く。）、消費税相当額、総額（消費税相当額を含む。）についてもあわせて記載してください。

イ 「2 委託事業の内容」に記載する提案上限額以下の金額で提示してください。

(7) 国税に係る法人税・消費税・地方消費税の納税証明書（税務署長発行の納税証明書「その 3 の 3」）、本市内に事業所を有する場合は、市税の納税証明書（市税に未納の税額がないことの証明）。提出日の 1 か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

(8) 再委託確認資料

本事業について再委託を予定している場合は、その範囲がわかる資料を提出してください。

(9) 上記(1)~(8)の順にそれぞれインデックスをつけた上で 1 つに綴じ、6 部（正本 1 部、副本 5 部）を提出してください。

## 8 選定方法

(1) 選定方法

企画提案方式（プロポーザル方式）とし、プレゼンテーション審査を行います。事前に提出された提出書類の確認により、参加資格のある者に対し、公平かつ適正に審査し、選定します。

ア 実施日及び場所

令和 8 年 8 月 28 日（金）にあまがさき・ひと咲きプラザ内尼崎市子どもの育ち支援センター本館（尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 6 号）にて実施します。

なお、実施時刻等の詳細は令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時までに電子メールにて通知します。

イ 実施内容（予定）

応募団体からの企画提案内容説明・質疑応答

※ 1 応募団体につき 35 分程度を予定しています。応募団体から、応募書類に基づいた提案内容の説明・アピールポイントについて 20 分実施いただいた後、15 分程度の質疑応答

を行います。

- ※ 評価基準に即した説明としてください。また、本事業の実施に際し有益と考えられる提案等があればアピールしてください。

#### ウ プレゼンテーション審査における留意事項

応募団体は、提出した応募書類に基づいて説明を行ってください。なお、プレゼンテーションにおいて、提出書類に記載のない事項は説明できませんので、ご注意ください。

また、プレゼンテーションに必要なパソコンは、応募団体が用意してください。ただし、スクリーン、プロジェクター、モニター及び HDMI ケーブルは本市でも用意可能です。これらの機器の使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出てください。

#### エ 説明者

プレゼンテーション審査の際の出席人数は 5 人以内とし、説明は業務責任者が実施することとします。

#### オ 質疑応答内容の取扱い

プレゼンテーション審査における質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

### (2) 評価基準

ア 次に掲げる基準により審査（採点）します。

| 審査事項            | 審査の観点                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本姿勢            | 事業の趣旨を十分に理解するとともに、仕様書の内容に沿った提案であるか。                                                 |
| 運営              | 意見表明等支援の方法について、創意工夫がされているか。<br>また、こどもが安心して意見表明できる方法となっているか。                         |
|                 | こどもからの意見聴取後の対応方法や一時保護所職員等への内容の共有方法は明確かつ妥当なものとなっているか。                                |
| 実績              | 他の自治体での十分な実績を有しているか。                                                                |
| 執行体制            | 事業の実施に際し、意見表明等支援員は十分確保されているか。<br>また、こどもとの関係性を構築するため、可能な限り同じ意見表明等支援員が配置される体制となっているか。 |
|                 | 意見表明等支援員へのスーパーバイズ体制が十分に確保されているか。                                                    |
|                 | こどもから要請があった場合に、意見表明等支援員の臨時訪問の体制は適切であるか。                                             |
| 研修              | 本市の児童相談所職員等に対し、こどもの権利条約、児童福祉法等の内容やこどもの権利擁護に関する今般の国の動きや事業者の取組実績に基づいた研修の実施が可能か。       |
| 情報セキュリティ・個人情報管理 | 情報セキュリティ・個人情報の管理について、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づき、適切な管理体制を構築しているか。                     |

イ 審査の結果、審査点の合計が最も高い応募団体を契約候補者として選定します。なお、最高得点の応募団体が、尼崎市こどもアドボカシー事業業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において別に定める最低基準を満たさない場合、契約候補者として選定は行いません。

ウ 地域活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点を行います。また、本事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行いますので、企画提案書に必ずその旨を記載してください。

エ 応募団体が 1 事業者の場合であっても選定会議による審査を行います。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募団体を契約候補者として選定します。

### (3) 審査結果

ア 審査結果は、後日、電子メールにて通知します。

イ 審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けません。

## 9 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに 3 のプロポーザル参加資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(3) 契約保証金等、契約に当たっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

(4) 契約に当たっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとします。

## 10 その他留意事項

(1) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めません。

(2) 提出書類は返却しません。

(3) 企画提案申込書等提出書類に記載された内容は、契約後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなします。

(4) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。

(5) 本提案に要する費用は応募団体の負担とします。

## 11 その他

受託者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会

に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、受託者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

## 12 連絡先及び提出先

〒661-0974 尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 7 号（尼崎市子どもの育ち支援センター新館 1 階）

尼崎市こども青少年局子どもの育ち支援センターこども企画推進課（担当：津瀬・野地岡・高見）

TEL：06-6423-9995

電子メール：[ama-kodomonosodachi@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kodomonosodachi@city.amagasaki.hyogo.jp)

（別紙）

### 共同事業体により本プロポーザルに参加する場合の留意事項

複数の事業者が集まり、共同事業体にて本プロポーザルに応募する場合には、本要項に定める企画提案申込書等提出書類の作成等に当たり、次の事項に留意すること。

- 1 企画提案申込書と併せて、共同事業体の構成団体を記載した資料並びに本事業を共同事業体により受託する意思を明確にした協定書（契約当事者となる代表団体の代表者及び構成団体の代表者の記名押印をした書面であること）を併せて作成し、提出すること。なお、本事業に応募する以前に、共同事業体の構成団体において協定書を作成している場合は、新たに協定書を作成する必要はなく、既存の協定書を提出してください。
- 2 本要項 7-(3)、7-(5)及び 7-(7)に記載の必要書類は、構成団体ごとに提出すること。
- 3 本事業を行うに当たっての各構成団体の役割について、企画提案書内で明確に示すこと。
- 4 共同事業体の構成団体のいずれもが本要項 3-(1)の要件を満たしていること。
- 5 プレゼンテーションに当たっては、共同事業体を 1 事業者とみなし、出席者は業務責任者となる予定のものを含めて 5 人以内とする。また、出席者のうち 1 人は、共同事業体の代表団体の構成員とすること。